

## 三重県障がい者施策基礎調査業務仕様書

### 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 三重県障がい者施策基礎調査業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 下記事業内容のとおり

### 2 事業内容

(目的)

県内の障がい者の現状や障害福祉サービスの利用状況の実態把握等により、令和9年3月に策定する「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(①障害者基本法に基づく「障害者計画」、②障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉計画」及び「障害福祉計画」等)(以下、「プラン」という。)の基礎資料を作成するものとする。

(委託業務概要)

(1) 業務の項目

- ①障がい者の現状分析にかかる基礎データの収集及び将来予測等
- ②その他プラン作成に関し必要な事項(中間案・最終案の作成 他)
- ③パブリックコメントの実施支援
- ④会議の運営支援

(2) 業務の詳細内容

- ①上記(1)「①障がい者の現状分析にかかる基礎データの収集及び将来予測等」の調査内容は、以下のとおりとする。

#### ア 障がい者の状況等

- i 人口構造、人口動態(障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む)
  - 人口、高齢化率、世帯数、出生数、死亡数、平均寿命等
- ii 身体障がい者の状況(障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む)
  - 身体障害者手帳所持者数、男女、障がい種別、等級等
- iii 知的障がい者の状況(障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む)
  - 療育手帳所持者数、男女、障害程度等

- iv 精神障がい者の状況（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
精神障害者保健福祉手帳所持者数、男女、等級、入院患者数（在院期間別）、通院患者、精神疾患の種類別等
- v 難病患者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
特定疾患受給者数、障害福祉サービス利用者数、疾患別等
- vi 発達障がい者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
相談者数、年齢層、障がい種別等
- vii 強度行動障がい者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
サービスの種類別の施設数、人数
- viii 高次脳機能障がい者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
相談者数、原因疾患等
- ix 遷延性意識障がい者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
原因疾患、所在（病院、施設、在宅など）、年齢
- x 医療的ケア児・者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
ケア（人工呼吸器、気管切開など）
- xi 重症心身障がい者の現状（障害保健福祉圏域及び市町ごとの推移、将来推計を含む）  
相談者数、入所者数等
- xii その他プラン作成のために有効なデータの収集・分析  
その他プラン作成のために有効な基礎データ等について提案のうえ、収集・分析を行う。

## イ 障害福祉サービスの状況

- i 障害福祉サービス事業所等の状況（障害保健福祉圏域及び市町ごとを含む）  
障害福祉サービス事業所等の数及び定員、サービス別等
- ii 障害福祉サービス利用者の状況（障害保健福祉圏域及び市町ごとを含む）  
障害福祉サービス利用者数、サービス量等

iii 障がい福祉サービス利用状況の将来推移

ウ 市町からの結果のとりまとめ

- i 全県別
- ii 障害保健福祉圏域別（9圏域）
- iii 市町別（29市町）

エ 市町からの結果の分析

- i 全県別
- ii 障害保健福祉圏域別（9圏域）
- iii 市町別（29市町）

②上記（1）「②その他プラン作成に関し必要な事項」の調査内容は、以下のとおりとする。

ア 中間案の作成

県担当課において検討し、作成した施策案及び（2）の結果に基づき、プランの中間案を作成する。

イ 最終案の作成

中間案に関する三重県障害者施策推進協議会からの意見等に基づき、必要に応じ、プラン作成のために必要となる関係データの収集・分析等を実施し、中間案を修正したうえで最終案を作成する。

ウ 音声データ及び概要版の作成

プラン本冊の音声データ、概要版の作成、概要版の音声データの作成を行う。

エ 国の基本指針等の整理

国の基本指針等について整理し、三重県に求められる対応の分析

③県が実施するパブリックコメントにかかる支援

県が実施するパブリックコメントにかかる結果のとりまとめと回答案の作成等を行う。

#### ④会議の運営支援

三重県障害者施策推進協議会における意見について、計画への反映を行うとともに、議事要旨の作成を行う。(令和8年度は2回開催予定)

### 3 委託業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、国の「障害者基本計画（第5次計画、令和5年度～令和9年度）」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和8年4月1日告示）」等に則り、県と十分な連絡を保ち、必要な調査・解析等を行うとともに、処理方針については、県の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
- (3) 業務の遂行に関し、福祉行政等に関する高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置するものとする。
- (4) 受託者は、県に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、県との綿密な協議のもと、事業を遂行するものとする。
- (5) 本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとし、契約終了後においても同様とする。なお、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意するものとする。
- (7) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約事務の一部を委託する場合においては、県の承諾を得るものとする。

### 4 成果品

本業務の成果品や提供する資料については、以下のとおりとする。その他については、本県と協議の上、決定する。

#### (1) 体裁、部数等

- ①全県域と各障害保健福祉圏域データの比較が可能なものを作成すること。  
なお、従来の障害保健福祉圏域にこだわらず、データ比較が必要な場合は、そのデータを作成すること。

- ②図表等を使用した見やすいものを作成すること。
  - ③最終案は、三重県障害者施策推進協議会等の意見を反映したものとすること。
  - ④成果品内訳、部数
    - i 中間案（データ及び簡易製本版）
    - ii 最終案（データ及び簡易製本版）
    - iii 各原稿、データ等を収録した記憶媒体一式（USBメモリ又はCD-ROM）  
電子データについては、関係資料やデータ、報告書等の原稿をWord又はExcel、PowerPoint等に記録したもの。具体的なデータの形式については、Microsoft365のバージョンが対応できるものを基本とする。
- \*具体的な、内容・項目等は別途県と受託者が協議の上、決定する。

(2) 成果品の提出期限

中間案：令和8年9月14日（月）

最終案：令和9年1月18日（月）

5 その他

- (1) 本業務について必要な資料は、関係担当課の担当職員と調整した上で収集するものとする。  
なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。